

ふるさと特産品の開発等に取り組む事業者の皆様へ

射水市ふるさと特産品等開発費補助金のご案内

射水市では、新たなふるさと特産品の開発等に取り組む事業者の皆さまに補助金を支給します。

補助額及び補助率

最大 **50万円／件**

補助率 **3分の2以内**

※予算上限に達し次第、受付終了

補助対象事業

- ふるさと特産品を新たに開発する事業
- 既存のふるさと特産品を新たに改良し、別の特産品とする事業

【ふるさと特産品とは】

- ・主として市内で生産された原材料を用いて加工又は市内で製造され、若しくは市内で製造又は加工された商品及び提供されるサービスであって本市の魅力の発信に資するもの
- ・総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものであって、本市のふるさと納税返礼品として登録されているもの

【対象経費の例】パッケージシールの印刷費、パッケージデザインの委託費、備品購入費など

※公租公課、人件費、飲食費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念適切できないと認められる経費は除く

補助対象事業者

※次のいずれにも該当する者

- 射水市ふるさと納税返礼品協力事業者または協力事業者となる見込みがあり、本市に事業所もしくは事務所を有する法人又は個人
- 市税等の滞納がないこと。
- 射水市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 過去に類似する事業計画に基づく補助金を受けていないこと。

募集期間

随時

申込方法

必要書類を農林水産課まで持参、又は郵送にて提出ください。
詳しくは右下のQRコードよりご確認ください。

【問合せ先】 射水市 農林水産課 ふるさと納税担当

電話:0766-51-6677 メール:nourinsui@city.imizu.lg.jp



《補助対象経費や申請の流れ、必要書類については裏面をご覧ください。》

経費項目	補助対象経費の内容
報償費	外部の専門家等から指導を受けた場合の謝礼金
旅費	外部の専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器、梱包材(化粧箱など)やシールなどの印刷費
委託料	調査研究、パッケージデザインなどの委託費
使用料・賃借料	加工設備の使用料、機器リース料
備品購入費	新商品開発の為に必要となる機器の購入費
その他	その他市長が特に必要と認める経費

スケジュール



必要書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 事業収支予算書
- 補助対象経費に係る見積書の写し
- 誓約書兼同意書（市区町村税に滞納がないことを証する書類 ※市外の事業者のみ）
- 変更交付申請書（※必要な場合）
- 事業実施変更計画書（※必要な場合）
- 事業収支変更予算書（※必要な場合）
- 実績報告書
- 事業収支決算書
- 補助金により開発した特産品又は開発した特産品が確認できる写真等
- 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- 補助金請求書

注意事項

- 総務省の定める返礼品基準に適合することが前提となります。
- 本事業は単年度事業となります。要綱を十分に確認し、原則年度内で事業を完結することとします。また、1事業者による類似事業の受付はできません。